

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
300928226	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	マイナンバーは通常の個人情報と同じ扱いについて	マイナンバーは「特定個人情報」として非常に重い管理が課されている。しかし、マイナンバーはその番号のみで管理することにはせず、例えば、年金業務では基礎年金番号との連携、雇用保険では被保険者番号、健康保険でも新たな番号との連携を検討している。結局マイナンバーだけが重大な不利益となるわけではなく、通常の個人情報と同じ程度の影響しかない。そこで、マイナンバーについても通常の個人情報と同程度の扱いにしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣官房個人情報保護委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)は、マイナンバー及び特定個人情報(マイナンバーをその内容を含む個人情報指します。)(合わせて「特定個人情報等」といいます。))の適切な安全管理措置の実施を求めており、その具体的な内容を「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(マイナンバーガイドライン)において定めております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、個人情報の適切な安全管理措置の実施を求めており、その具体的な内容を「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(個人情報保護法ガイドライン)において定めております。	・マイナンバー法第12条 ・個人情報保護法第20条、第21条 ・マイナンバーガイドライン 第4-2 ①(別添)特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置(事業者編) ・個人情報保護法ガイドライン 3-3-2、3-3-3、3-3-8	現行制度下で対応可能	特定個人情報等及び個人情報に関して、各法律が求める安全管理措置については、基本的な要素は共通しており、各ガイドラインが求める個々の安全管理措置についても、その内容にほぼ差異はなく、特定個人情報が個人情報に比べて非常に重い管理が課されているわけではなりません。個人情報保護委員会は、マイナンバーガイドラインが求める安全管理措置の内容をより分かりやすくするため、個人情報保護法ガイドラインの記載も考慮し、平成30年9月28日にマイナンバーガイドラインを改正しました。また、各ガイドラインが求める個々の安全管理措置の内容にほぼ差異がないことや、特定個人情報等及び個人情報の法律上の取扱いについて詳細にまとめた資料「個人情報」と「特定個人情報」～正しい理解のために～(平成30年9月最終改訂)をウェブサイト公表し、特定個人情報等の取扱いに負担があるとの誤解が生じないよう周知しております。	
310208002	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提供に際する個人への意見照会の変更	行政機関が非識別加工情報を企業等へ提供する際には、個人情報保護委員会規則にしたがって匿名加工を行うほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の8において、第三者に対する意見書提出の機会の手続きについて定められているが、非識別加工情報に含まれる個人に対して個別の意見照会を行うことを定めたものではないことを明確化していただきたい。  非識別加工情報作成の際に、個人情報ファイル簿に含まれる個人に対して、個別の意見照会を実施することになれば、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、データの蓄積性等が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく減じることになる。非識別加工情報は提供を受けた企業側では、個人情報は該当しないことになっており、個別の意見照会は不要と考えられ、その明確化が望ましい。  要望が実現することで、非識別加工情報の利用手数料が軽減され、情報の蓄積性・正確性が担保されるなど、行政機関が保有する個人情報の有効活用が進むことが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会 総務省	〔個人情報保護委員会〕 御提案の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」とします。第44条の8の規定に基づき反対意見を表示するための意見書提出の機会付与の制度に係るものと理解しております。この意見照会の実施の判断に際しては、任意規定によるものと義務規定によるもの2つがあります。任意規定による場合は、行政機関の長が個々のケースに応じて判断します。また、義務規定による場合は、個人情報ファイルに記録されている情報が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」ものが意見照会の対象です。本意見照会の制度は、「個人」の権利利益を保護する目的で設けられた規定であり、提案の対象となった個人情報ファイルに含まれる個人に対して個別の意見照会が行われます。  なお、行政機関情報公開法の開示請求における意見照会の実績を見ると、任意・義務のいずれの場合においても意見照会が実施されるケースは極めて少なく、この制度を準用する行個法第44条の8により意見照会が実施されるケースも少ないものと想定されています。  〔総務省〕 地方公共団体の個人情報は、条例により、各団体において取り扱っております。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の8 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例	事実誤認 その他		
310208003	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿単位の見直し	行政機関の提案募集を受けて、企業等が非識別加工情報の利用に関する提案を行う際に、当該行政機関が保有している個人情報ファイルを連結した上で匿名化し、企業等に提供することを可能とすべきである。  現状では、行政機関による提案の募集は個人情報ファイル簿単位で行われている。当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で差異があることや、企業等が活用する際に必要な情報が複数の個人情報ファイル簿に分散して格納されていることがある。変換した企業側では非識別加工情報(匿名加工情報)を結合することは不可能であるため、非識別加工情報の活用の利便性が低下する。行政機関の取扱事務の分類でなく、企業側の利活用ニーズに即した単位で非識別加工情報が提供できれば、利活用の範囲が拡大する。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会 総務省	〔個人情報保護委員会〕 非識別加工情報の加工の対象となる個人情報ファイルは、行政機関において一定の事務の目的を達成するという観点から特定の保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであるが、これを非識別加工情報とする場合に、各個人情報ファイル単位での加工しか許容されていないというのではなく、行政機関が保有している個人情報ファイルを連結した上で匿名化し、企業等に提供することは可能です。  ただし、複数の個人情報ファイルを、企業側の利活用ニーズに即した結合を求められた場合において、いわゆる各等々による連結が技術的に容易でない組み合わせであるときは、行個法第2条第9項第3号(行政の適かつ円滑な運営に支障のない範囲)に該当する可能性があり、行政機関の長がそのように判断した個人情報ファイルは、非識別加工情報の対象となりません。  〔総務省〕 地方公共団体の個人情報は、条例により、各団体において取り扱っております。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の4、第44条の5 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例	現行制度下で対応可能 その他	〔個人情報保護委員会〕 提案の募集が個人情報ファイル簿単位で行われていても、複数の個人情報ファイルに対して提案があること、個人情報ファイル同士のデータ連結を行った上で行政機関非識別加工情報を作成することが可能な場合が考えられるため、企業側の利活用ニーズに柔軟に対応できるよう、行政機関に対し制度の周知を徹底します。  (検討開始時期:令和2年1月～2月、年度内に実施)	〔総務省〕 個人情報保護委員会より、行政機関に対して周知がなされた際には、必要に応じて、その旨を、地方公共団体に対して情報提供します。
310208004	31年2月8日	元年10月18日	元年12月19日	非識別加工情報の提案募集対象となる個人情報ファイル簿の拡大	行政機関が非識別加工情報の提案を募集するにあたっては、ファイル簿を機微性などの観点から行政機関の判断で対象から除外するのではなく、匿名加工の強度を増すことにより提供を可能とすべきである。  税等に関する個人情報ファイル簿の多くが非識別加工情報の提案募集の対象になっていないなど、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイル簿に限られているため、利活用範囲が極端に狭くなっている。加工強度を増すことなどにより提供を可能とすれば、利活用範囲が拡大する。特に税等に関する情報は、マーケティングや研究・開発への有効な活用が見込まれる。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会 総務省	〔個人情報保護委員会〕 行政機関の長は、非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をするに際し、個人情報ファイルを選定しますが、選定される個人情報ファイルは、行個法第2条第9項各号のいずれにも該当するものが対象となります(第44条の3)。  御指摘のあった、税等に関する個人情報ファイルの多くは、行個法第2条第9項第3号に規定する「行政の適かつ円滑な運営に支障のない範囲で」非識別加工情報を作成することができるもの、でないかと理解しております。その理由は、行政機関の保有する情報を公にすることができると、加工できる箇所が極めて限定的であり、かつ、当該限定的な項目の内容は情報公開請求すれば足りることから、行政機関非識別加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるという考え方によるものです。  〔総務省〕 地方公共団体の個人情報は、条例により、各団体において取り扱っております。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の3 又は 当該条文に準じて修正される各地方公共団体の個人情報保護条例	現行制度下で対応可能 その他	〔個人情報保護委員会〕 行政機関は、基本的には、行個法第2条第9項各号の要件に照らして、適切に行政機関非識別加工情報として加工する対象となる個人情報ファイルを抽出していますが、本制度の運用が適切に行われるよう、行政機関に対し、運用状況を確認した上で、制度の周知を徹底します。  (検討開始時期:令和2年1月～2月、年度内に実施)	〔総務省〕 個人情報保護委員会より、行政機関に対して周知がなされた際には、必要に応じて、その旨を、地方公共団体に対して情報提供します。

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
310213026	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	不動産売買のデューデリジェンスにおける本人同意なしの賃借人データ提供の容認	<p>【提案の具体的内容】                      不動産所有者が、当該不動産を購入しようとする者に対して賃借人の個人データを提供する場合、購入しようとする者との間で守秘義務契約を締結し、かつ売買成立時に当該データを速やかに削除する等の措置を講じるならば、賃借人の同意を得る必要はない旨を明確にすべきである。</p> <p>【提案理由】                      個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、必要な委託や事業承継に伴って個人データが提供される場合などには、本人の同意が不要とされる。                      個人情報保護委員会『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等への対応について』に関するQ&amp;A]Q10-20では、「金融機関から債権の買取りを行うに際して、当該金融機関と守秘義務契約を締結して入札に参加する場合において、債権譲受候補者が当該金融機関から提供を受けた債務者データ(個人データ)を利用して譲渡対象債権のデューデリジェンスを行って入札価格を提示したものの、落札に至らなかったために、守秘義務契約に基づき当該データを速やかに削除する」場合については、実質的に委託又は事業承継に類似するものと認められるため、債務者本人の同意を得ずとも個人データの提供が可能であるとしている。                      同様に、不動産売買におけるデューデリジェンスについても、必要な措置を講じれば、賃借人の同意なしに個人データを提供できると考えられる。その旨を明確にすることが望ましい。                      不動産の買い手の立場からすると、購入前に賃借人の属性(特に、反社会的勢力ではないか)を確認することが重要である一方、大規模賃貸マンション等では、賃借人全員の同意を得ることは極めて困難である。要望が実現すれば、賃借人の個人データの不必要な拡散は防止しうえ売り手が買い手に対してより多くの情報を提供できることとなり、円滑かつ安全な不動産取引につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	ご提案の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等への対応について』に関するQ&A]Q10-20は、個人情報保護法第25条、第26条に定める確認記録義務の適用対象について見解を示したものであり、ご提案いただいている個人情報保護法第23条に定める個人データの第三者提供の可否について直接言及したものではありません。 なお、不動産売買契約に付随して、不動産の売主から買主に対して、当該不動産の管理に必要な範囲において当該不動産の賃借人の個人データが提供される場合には、当該不動産に係る事業の承継に伴って個人データが提供される場合と評価することができるから、個人情報保護法第23条5項第2項に基づき、本人の同意を得る必要はないものと解されます。 そして、不動産所有者が、当該不動産を購入しようとする者と不動産売買契約を締結するより前の交渉段階で、当該不動産を購入しようとする者から当該不動産に関する調査を受け、賃借人の個人データをその者へ提供することは、実質的に委託又は事業の承継に類似するものと認められるため、あらかじめ賃借人本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができます。 ただし、この場合、当該個人データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、不動産所有者と当該不動産を購入しようとする者との交渉が不調となった場合の措置等、当該不動産を購入しようとする者に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結しなければなりません(『個人情報の保護に関する法律』についてのガイドライン(通則編)]3-4-3(2)においてお示ししている内容と同旨)。	個人情報保護法第23条	検討を予定	「制度の現状」欄でお示ししている通り、不動産売買契約に付随して、不動産の売主から買主に対して、当該不動産の管理に必要な範囲において当該不動産の賃借人の個人データが提供される場合には、当該不動産に係る事業の承継に伴って個人データが提供される場合と評価することができるから、個人情報保護法第23条5項第2項に基づき、本人の同意を得る必要はないものと解されます。 そして、不動産所有者が、当該不動産を購入しようとする者と不動産売買契約を締結するより前の交渉段階で、当該不動産を購入しようとする者から当該不動産に関する調査を受け、賃借人の個人データをその者へ提供することは、実質的に委託又は事業の承継に類似するものと認められるため、あらかじめ賃借人本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができます。 なお、上記の内容について、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等への対応について』に関するQ&A]のしかるべき箇所への追記を今後検討してまいります。